

池子小学校区住民自治協議会 設立総会 次第

日時：平成28年4月17日(日) 10:00~12:00
場所：逗子アリーナ 第一会議室

1. 開 会
2. 経過報告
3. 議長選出
4. 議案
 - (1) 第一号議案 池子小学校区住民自治協議会規約（案）承認の件
 - (2) 第二号議案 役員（案）承認の件
 - (3) 第三号議案 平成28年度活動計画（案）承認の件
5. 閉 会
6. 池子小学校区住民自治協議会設立セレモニー
 - (1) 会長挨拶
 - (2) 来賓紹介
 - (3) 来賓挨拶
 - (4) 懇談、意見交換

(案)

池子小学校区住民自治協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本会の名称は、「池子小学校区住民自治協議会」（以下「協議会」という。）とする。

(目的)

第2条 協議会は、池子小学校区において、持続可能な地域社会の形成を目指し、地域づくり計画を策定し、地域づくり事業に取り組むことを目的とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、逗子市池子2-10-10 池子会館に置く。

(事業)

第4条 協議会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の安心・安全に関する事業
- (2) 地域の防災力の向上に関する事業
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する事業
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する事業
- (5) その他地域づくり計画に基づく事業

(構成員)

第5条 協議会の構成員は、池子小学校区に在住、在勤する個人及び各種団体、法人等とする。

(会員)

第6条 会員は、協議会の目的に賛同し、入会した者とする。

(組織)

第7条 協議会は、総会、役員会、部会をもって構成する。

第2章 役員

(役員の種別)

第8条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名
- (5) 事務局長 1名
- (6) 事務局員 数名
- (7) 部会長 数名

(役員の選出)

第9条 役員の選出は、会員の中より代表者会議の推薦により、総会で決定する。

(案)

(役員の職務)

第 10 条 協議会の役員は、次の職務にあたる。但し、職務の兼任は妨げない。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- (3) 会計は、出納事務を処理する。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産の状況及び会の運営を監査する。
- (5) 事務局長は事務全般の総括を行う。
- (6) 事務局員は、事務全般を行う。
- (7) 部会長は、各部会の企画、運営を行う。

(役員の任期)

第 11 条 協議会の役員の任期は、1 年とする。ただし再任は妨げない。

2 欠員が生じたことにより選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 3 章 総会

(総会の種別)

第 12 条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第 13 条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 議決権は、協議会の各役員 1 票及び、各団体の代表者 1 票とし、重複役員 1 票とする。
- 3 議決権を持たない会員は、意見などを発言することが出来る。

(総会の開催)

第 14 条 通常総会は年 1 回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めた場合
 - (2) 議決権を有する会員の 3 分 1 以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき。

(総会の招集)

第 15 条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 2 項第 2 号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から 60 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の 15 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第 16 条 総会は代表者会議の 2 分の 1 以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第 17 条 総会の議長は、副会長が行う。

(案)

(総会の議決)

第18条 総会の議事は出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の審議事項)

第19条 総会は、次の事項を審議し、決定をする。

- (1) 地域づくり計画に関すること。
- (2) 事業計画、予算、決算の決定に関すること。
- (3) 規約の改廃の決定に関すること。
- (4) 役員の決定に関すること。
- (5) その他必要と思われる事項に関すること。

(総会の公開)

第20条 通常総会及び臨時総会は、公開を原則とする。

2 協議会の構成員は、通常総会及び臨時総会を傍聴することが出来る。但し議決権は有しない。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第21条 役員会は、役員をもって構成する。但し監事は議決権を有しない。

(役員会の招集と議長)

第22条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

3 役員会は原則として毎月開催する。

(役員会の審議事項)

第23条 役員会は、次の事項を審議し決定をする。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第5章 代表者会議

第24条 代表者会議は、会員が意見提案を行うとともに、相互の情報交換の場とし、役員会に反映させるものとする。

(会議の構成)

第25条

会議は、協議会役員及び各団体の代表者をもって構成する。

但し、代表者が役員になった団体からは、別途代表者をたてることが出来る。

(会議の開催)

第26条

四半期を目途に、必要に応じ開催する。

(会議の招集)

(案)

第27条

会議は、議長が招集し、会議の議長は会長がこれに当たる。

第28条

(会議の議決)

議決は、出席者の過半数とする。

第6章 部会

(部会の構成)

第29条 協議会に、必要に応じて次の部会を置くことができる。また、部会は協議会の会員で構成する。但し、協議会の構成員は、部会の活動に参加することができる。

- (1) 地域の安心・安全に関する部会
- (2) 地域の防災力の向上に関する部会
- (3) 地域の子どもの健全育成に関する部会
- (4) 地域のごみの減量化及び資源化に向けた取組に関する部会
- (5) その他地域づくり計画に基づく部会
- (6) 池子アザリエ連南部会

2 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第30条 部会は、第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2 部会の会議は、部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関すること
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関すること
- (3) その他部会運営等に関すること

第7章 会計及び監査

(経費)

第31条 協議会の経費は、市交付金、寄付金及びその他収入をもって充てる。

(会計年度)

第32条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。但し、設立年度にあつては、発足の日から翌年3月31日までとする。

(会計帳簿の整備)

第33条 協議会は、会の収入及び支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

2 構成員による帳簿の閲覧の請求があつたときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

(監査)

第34条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

(案)

第8章 その他

(委任)

第35条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮る。

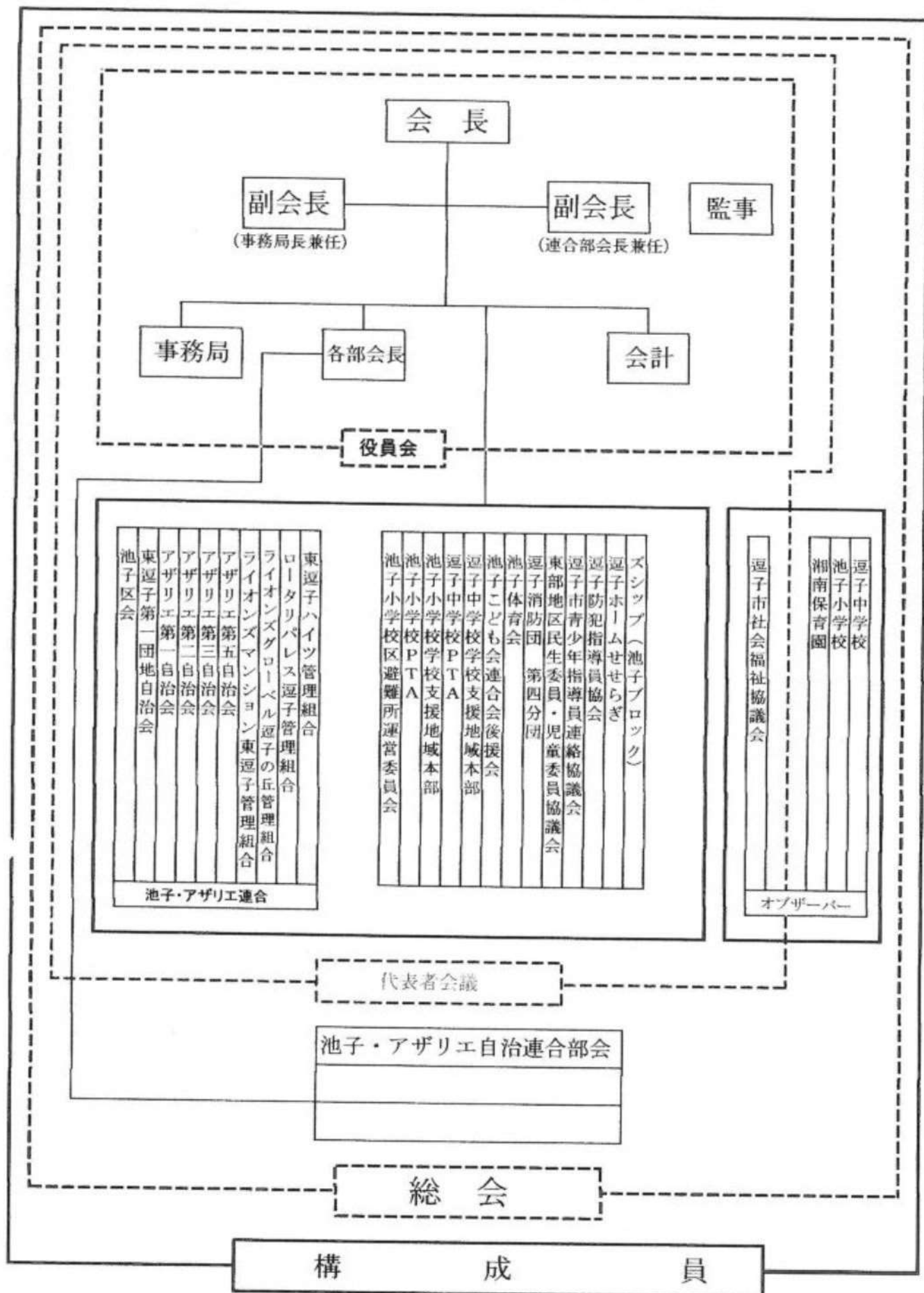
(細則)

第36条 この規約施行について細則を設ける場合は、総会の議決を経て別に定める。

附則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

池子小学校区住民自治協議会組織図



第二号議案

28年度池子小学校区住民自治協議会役員（案）

役 職 名	氏 名
会 長	齋藤 丈夫
副会長兼連絡協議会部会長	田宮 知義
副会長兼事務局長	相川 時雄
会 計	柳澤 千恵子
事務局員	辻本 順子
監事	伊藤 芳昭
監事	大澤 平三郎

第三号議案

28年度池子小学校区住民自治協議会活動計画（案）

月	項目		活動内容
		部会	
4月	設立総会 (4/17)		1. 住民自治協議会運営方法の検討 2. 構成員からの情報収集方法の検討 3. 構成員に対する情報発信の方法の検討 4. 代表者会議における意見集約とその分析 5. 意見分析による課題の抽出 6. 課題によっては、行政との調整 7. 課題によっては、事業化の検討 8. 課題の事業化決定により部会の設定 9. 地域づくり計画の策定 10. 平成29年度総会に向けた検討
	役員会	池子・アザリエ連合部会	
5月	役員会	池子・アザリエ連合部会	
		池子・アザリエ連合部会	
6月	役員会		
	代表者会議	池子・アザリエ連合部会	
7月	役員会		
		池子・アザリエ連合部会	
8月	役員会		
		池子・アザリエ連合部会	
9月	役員会		
	代表者会議	池子・アザリエ連合部会	
10月	役員会		各会議、部会開催スケジュール <役員会> 毎月、第1土曜日 19時より <代表者会議> 開催月、最終土曜日 19時より <池子アザリエ連合部会>
		池子・アザリエ連合部会	
11月	役員会		
		池子・アザリエ連合部会	
12月	役員会		
	代表者会議	池子・アザリエ連合部会	
29年 1月	役員会		
		池子・アザリエ連合部会	
2月	役員会		
		池子・アザリエ連合部会	
3月	役員会		
	代表者会議	池子・アザリエ連合部会	
※			